

# 生産性向上特別措置法に基づく支援措置

平成30年6月6日から『生産性向上特別措置法』が施行されました。  
市から「先端設備等導入計画」の認定を受け、生産性を高めるための設備を取得した場合は、税制や金融などの支援措置を受けることができます。

## 対象者

中小企業等経営強化法第2条第1項に定める中小企業者で先端設備等導入計画の認定(労働生産性3%以上向上、下関市導入促進基本計画に合致)を受けた者【支援②のみ対象】

資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等(大企業の子会社を除く)【支援①②対象】

(例) 製造業、情報処理サービス業  
資本金額 3億円以下 又は  
従業員 300人以下

## 支援①

取得設備の固定資産税  
課税標準を  
3年間ゼロに軽減

## 支援②

ものづくり補助金等  
における優先採択  
(審査時の加点等)

計画に基づく事業に  
必要な資金繰りを支援  
(信用保証)

## 固定資産税優遇の対象要件

対象地域	下関市内全域
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】 ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物付属設備(60万円以上/14年以内)
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること、中古資産でないこと

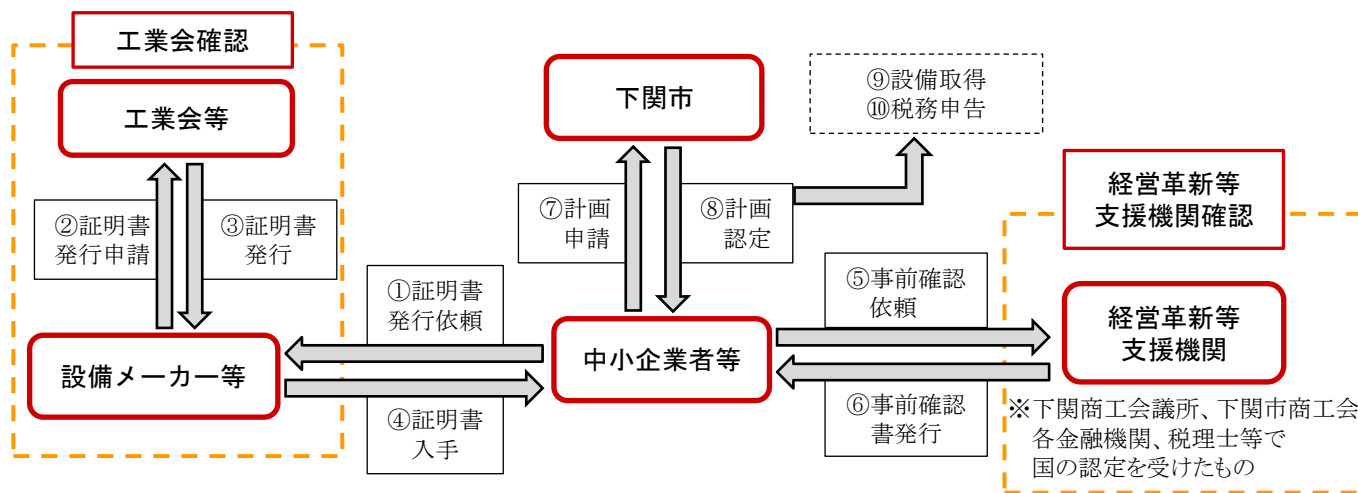
## 固定資産税の特例について(スキーム図)

### 【工業会確認内容】

- 一定期間内に販売が開始されたモデルであること
- 生産性向上(年平均1%以上)要件を満たしていること(同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標は工業会等の判断による)

### 【経営革新等支援機関の確認内容】

- 先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するかについて確認



申請先：下関市 産業振興部 産業立地・就業支援課 (〒750-0009 下関市上田中町一丁目16番3号)  
電話：083-231-1357 E-mail：sgsangyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp